

第 2 章

地域ケア会議の実践事例

第1節

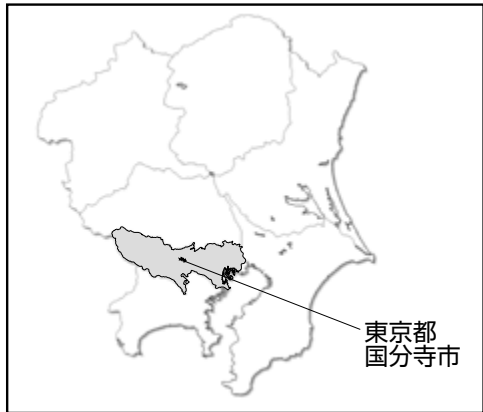
東京都 国分寺市

<国分寺市の状況>

○ 人口:	約118,616人
○ 面積:	約11.48 km ²
○ 高齢化率:	20.6%

地域包括支援センター設置数	直営	1カ所
	委託	6カ所

(平成25年10月現在)



<地域の課題>

- ・高齢者の独居世帯の増加
- ・複合的なニーズを抱え、多機関、多部署との連携が必要なケースが増加している
- ・坂道が多く、高齢者の外出が困難なエリアが少ない

<地域ケア会議の全体像>

(①個別課題解決、②ネットワーク構築、③地域課題発見、④地域づくり・資源開発、⑤政策形成)

レベル	会議名	会議の概要	会議の機能				
			①	②	③	④	⑤
市	地域ケア会議	関係機関の代表者によるサービスの総合調整、地域課題の検討、ネットワーク構築		○	○	○	○
日常生活圏域	小地域ケア会議	開催テーマ毎に行う、課題の共有、検討・共有など	○	○	○	○	
個別	個別支援会議	個別ケースの検討 地域課題の発見・共有	○	○	○	○	
専門	権利擁護部会	関係機関の連携に係る検討、権利擁護に関わる情報共有	○	○	○	○	○
	介護予防部会	介護予防マネジメントの精度を高めるための検討	○	○	○		
	医療介護連携部会	医療と介護の連携についての専門的な議論		○	○	○	

<地域ケア会議の特徴>

市が主導して地域ケア会議を設置し、その後委託型の地域包括支援センターの整備状況に沿った形で段階的なケア会議を実施してきました。また、特徴的な取り組みとして、専門部会と作業部会が設置されています。基幹型地域包括支援センターが積極的に委託型地域包括支援センターをバックアップしながら、地域ケア会議が運営されています。

<特徴的な成果の一例>

市主催の地域ケア会議では、小地域ケア会議や個別支援会議からの報告をもとに、23年度から、認知症を共通のテーマに協議を続けています。一例として小地域ケア会議で取り上げた事例の報告を行いながら、近隣住民の困りごと、地域の認知症に関する理解、専門医の不足等の課題や、既存の事業のあり方、各機関の取り組みを全体で共有しています。そこでの議論を元に、認知症サポーター養成講座や認知症専門相談、研修の実施内容について管理者会議を通じて詳細を協議し、市の方針が地域包括支援センターや各機関の取り組みに反映されています。

国分寺市の状況と課題

国分寺市について

国分寺市は東京都のほぼ中央に位置し、東は小金井市、南は府中市と国立市、西は立川市、北は小平市と接しています。市域は東西約5.68キロメートル、南北約3.86キロメートル、面積11.48平方キロメートル、大部分は武蔵野段丘上のほぼ平坦地です。

市内にはJR中央線・武蔵野線、西武国分寺線・多摩湖線が縦横に走り、なかでも国分寺駅は多摩地域の交通の要衝となっています。

国分寺市は、首都近郊にあって武蔵野の面影を残す住宅都市であるとともに、水と緑に彩られた文化都市です。

国分寺市の特徴・現状

国分寺市はもともと農家が多く、地縁が出来ている地域です。そのため一戸建て住宅が多い地域ですが、現在では新興住宅やマンションが増え、高齢者の独居世帯が多くなっていると同時に、所得の高い高齢層も多い状況です。市内を東西に国分寺崖線が走っているため、坂道が多く、高齢者が外出するのに困難なエリアも少なくない状況です。

また、介護保険事業所等の整備状況は、介護保険創設時、居宅介護支援事業所が少なかったため、市が直営で運営し、また在宅介護支援センターや地域包括支援センターも、まず直営で設置し、その後委託型を設置していくという形をとり、行政主導型で進められてきました。

国分寺市の目指す地域包括ケア

国分寺市の将来像は「健康で文化的な都市一住み続けたいまち、ふるさと国分寺」と第4次国分寺市長期総合計画にて示されており、第5期介護保険事業計画における基本理念は「個人としての尊厳が保たれ地域・社会の支え合いによる自立した豊かな生活を実現する」とした上で、①「認知症支援策の充実」、②「医療と介護の連携」を重点的に取り組む事項として掲げています。

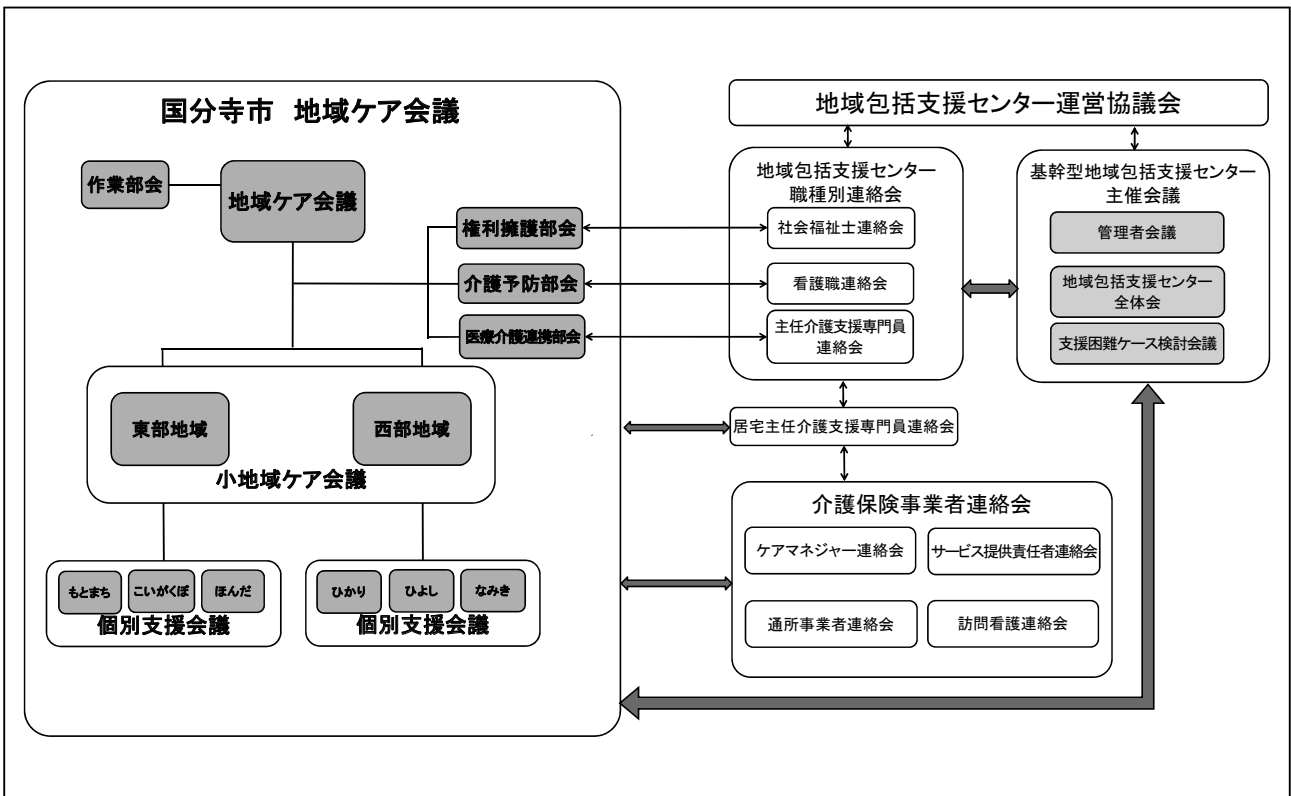
1. 国分寺市の地域ケア会議の全体像

地域ケア会議の目標

地域ケア会議は、各圏域の個別事例の積み重ねと、圏域を拡げていながらの集約により、地域に共通する課題を発見し、共通していくための場として機能することを目標としています。市内に既存する取り組みを意識し、その中における一部としての地域ケア会議が構築されています。

地域ケア会議の構成

国分寺市の地域ケア会議は、市町村レベルで開催される『地域ケア会議』を親会議として、日常生活圏域レベルで開催される『小地域ケア会議』、個別レベルで開催される『個別支援会議』（個別のケース支援に関して現場レベルで検討する様々な会議の総称）で構成されています。また、特徴的な点として、「地域ケア会議権利擁護部会」「地域ケア会議介護予防部会」「地域ケア会議医療介護連携部会」の3つの部会を専門レベルの地域ケア会議として位置づけ、親会議である『地域ケア会議』と有機的な連携が図られています。



個別課題解決から地域課題への結びつき

各地域包括支援センターは、『個別支援会議』をはじめとする様々な個別課題の解決に向けた日常的な取り組みから、地域の実情や、全地域に共通する課題を把握しています。

各地域包括支援センターにおいて個別事例を検討し、分析した結果明らかになった地域の共通課題は、3センター合同で開催する『小地域ケア会議』の議題として取り上げ、その検討結果を集約し、次の『地域ケア会議』に報告され、市全体の課題として整理等が行われます。

つまり、個別事例で把握した地域全体の課題を市全体の協議の場である地域ケア会議において共有し、解決に向けた検討を行っています。

2. 地域ケア会議の構築過程と今後の展望

(1) 地域包括支援センターと地域ケア会議の設置・構築

国分寺市では平成12年の在宅介護支援センター設置当初から、様々な形を変えながら地域ケア会議を構築してきました。平成18年に地域包括支援センターが設置されてからも、その形を変化させながら運営しています。

地域包括支援センター・地域相談センターの設置の流れ	
第1期 H.12-14	平成12年(〈在支〉直:1 委:0) 開設:在宅介護支援センター 直営1か所 平成14年(〈在支〉直:1 委:1) 開設:在宅介護支援センター 委託1か所
第2期 H.15-17	平成17年(〈在支〉直:1 委:3) 開設:在宅介護支援センター 委託2か所
第3期 H.18-20	平成18年(〈包括〉直:1 委:0 〈在支〉直:0 委:4) 開設:地域包括支援センター 直営1か所 :在宅介護支援センター 委託1か所 ※基幹型在宅介護支援センター廃止(地域包括支援センターへ移行) 平成19年(〈包括〉直:1 委:2 〈在支〉直:0 委:2) 開設:地域包括支援センター 委託2か所 ※委託型在宅介護支援センター2か所廃止(地域包括支援センターへ移行)
第4期 H.21-23	平成21年(〈包括〉直:1 委:2 〈ランチ〉直:0 委:3) ・地域包括支援センター 直営1か所、委託2か所 ・地域相談センター 委託3か所(1か所新規開設) ※委託在宅介護支援センター3か所 ⇒名称変更し、地域相談センター(ランチ)へ
第5期 H.24-26	平成25年10月(〈包括〉直:1 委:6) ・地域包括支援センター 直営(基幹型センターとして設置)1か所、委託6か所(委託1か所新規開設) ※地域相談センター3か所 ⇒ 地域包括支援センターへと移行(委託3か所)

実施者コメント

他の自治体に比べ、国分寺市は在宅介護支援センターの基盤整備が遅れていました。介護保険制度が始まっただけでまだ混乱もあったために、はじめは直営の在宅介護支援センターから運営を始め、平成14年に1カ所、平成17年に2カ所と、徐々に委託型在宅介護支援センターを増やしていきました。

<地域ケア会議構築の流れ>

	個別レベル	日常生活圏域レベル	市町村レベル	その他の取り組み
過去	個別支援会議	地域ケア会議 ↓ 小地域ケア会議	地域ケア会議 (内容の変化) ↓ 地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護支援センターと地域包括支援センターの位置づけを変化させながら、体制を整備 市の担当者や地域包括支援センター管理者を中心とした、地域ケア会議再編に向けた協議
現在	個別支援会議 目的: ・困難ケースの検討 (→P41)	小地域ケア会議 目的: ・開催テーマ毎に行う、課題の共有、検討 (→P43)	地域ケア会議 目的: ・サービスの総合調整 ・地域課題の検討 ・ネットワーク構築 (→P46)	<ul style="list-style-type: none"> 管理者会議 保険者(基幹型地域包括支援センター)と各地域包括支援センター管理者が集まり、各種情報の共有・打ち合わせを行う 支援困難ケース検討会議 保険者(基幹型地域包括支援センター)に配置されている支援担当者による、各地域包括支援センターのバックアップ センター全体会議 地域包括支援センター全職員を対象としての情報交換、及び研修を実施
			専門レベル (→P48) 権利擁護事業関連機関連絡会 ↓ 地域ケア会議権利擁護部会 ↓ 地域ケア会議介護予防部会 ↓ 地域ケア会議医療介護連携部会	

(2) 既存の取り組みとその構築段階

在宅介護支援センターの設置と『地域ケア会議』設置のきっかけ・経緯

介護保険制度が始まった平成12年、国分寺市は直営型の在宅介護支援センターを設置しました。また、在宅介護支援センター設置と同時に『地域ケア会議』も設置しました。

当初、地域の窓口機能をどう構築するかという課題があったことから、『地域ケア会議』の中で事例を中心として、介護支援専門員をはじめとする介護保険事業者、地域の施設の代表などの関係者が集まり、地域課題や地域に共通する個別の問題を共有することを目的に、月1回程の頻度で開催してきました。当時より医師会からアドバイザーを招くなど、多職種連携を意識し、開催を重ね、事例集の作成などにも取り組みました。

『小地域ケア会議』設置のきっかけ・経緯

平成17年度に在宅介護支援センターが増設され、直営1ヶ所・委託3ヶ所での運営になりました。それを機に、各委託在宅介護支援センターにおいて『小地域ケア会議』を設置、これまでに行われてきた『地域ケア会議』の機能を移行させました。この際、直営在宅介護支援センターで開催される『地域ケア会議』は、事例検討の形式をやめ、各『小地域ケア会議』の報告を受けて地域の状況やニーズ、課題をまとめ、地域として共有を図る機能へとシフトしていきました。

『小地域ケア会議』から『地域ケア会議』へと課題をつなげていく意識のもと、それぞれ年間5回ずつ開催されるとともに、『地域ケア会議』の場は、各在宅介護支援センターで行われた『小地域ケア会議』の報告を行いながら、地域のネットワーク形成を意識した会議として開催してきました。

地域包括支援センター設置と『個別支援会議』、『権利擁護部会』設置のきっかけ・経緯

平成18年度に国分寺市地域包括支援センターが開設されたことに合わせ、各地域包括支援センター・在宅介護支援センターにおいて個別課題の解決を目指した『個別支援会議』を実施してきました。ただし、この『個別支援会議』はセンターごとにそれぞれの目的で実施しているため、その内容は個別ケースの援助方針の検討であったり、関係者のスキルアップを目指したものであったりと、様々なものとなっています。

また、地域包括支援センターが権利擁護業務を行うにあたり、専門性の高い業務を進めていく上での基盤整備という位置づけで「権利擁護部会」の前身となる「権利擁護事業関連機関連絡会」

◀ 実施者コメント

地域包括支援センターも、在宅介護支援センターの設置時と同じく直営1ヶ所から始まりました。その後、委託を増やしながら業務を引き継いでいく形をとっています。

を設置しました。この時点では地域ケア会議としての位置付けではなく設置されていました。

(3) 地域包括ケアに向けた地域ケア会議全体の再編

国分寺市では、平成22年度の1年間をかけ、平成17年度から続けてきた『地域ケア会議』と『小地域ケア会議』のこれからの在り方について、市の担当者と地域包括支援センター管理者を中心に協議しました。個別課題から地域課題へと結びつけていき、その中で地域のネットワークの構築を図ることで地域包括ケアを推進するスタイルに再編することをそれまでの取り組みを振り返りながら検討しました。そして翌年の平成23年に地域ケア会議を大きく再編しました。

その背景には、地域包括支援センターが持つ機能や、果たすべき役割が明確になったことに加え、平成18年度当初、市の高齢者相談室の中に設置された直営型地域包括支援センターの存在と、その後の在宅介護支援センターが委託型地域包括支援センターへと移行したタイミングであったことがあります。

◀ 委員会コメント

「我が町における地域ケア会議のあり方」について、保険者と地域包括支援センターが一緒に考え、整えていく過程が重要です。

自治体の規模や、地区組織の特徴、高齢者支援ニーズ、地域包括支援センターの体制などを勘案して、効果的な仕組みを考えましょう。

地域ケア会議全体の親会議としての『地域ケア会議』へ

『地域ケア会議』は地域ケア会議全体の親会議として、「保健、福祉、医療等に係る情報提供、関係機関の活動状況報告及び意見交換、高齢者等のニーズの把握並びにサービス提供体制及び地域における支援体制の検討、支援ネットワークに関すること等」を共有する場とし、また、各地域ケア会議の活動報告を通じて地域の課題や状況を集約、解決に向けた検討を行うことを目的としました。

目的や意識が統一された『小地域ケア会議』へ

これまでの『小地域ケア会議』は委託型地域包括支援センターごとに開催されていましたが、地域の地理的環境や規模、参加する介護保険事業者、民生委員の地区等地域の実情を考慮し東西の2カ所での開催とし、それぞれ3委託型地域包括支援センターごとに合同で開催することとしました。

『小地域ケア会議』のテーマ設定や企画・運営は、個別支援会議や日常の実態把握から出た地域の課題を意識して3センターで協議して実施しています。

地域包括支援センターの業務に合わせた部会の充実

平成18年より続いていた「権利擁護事業関連機関連絡会」は、平成23年4月より地域ケア会議の専門部会「地域ケア会議権利擁護部会」として位置付けされました。

また、同様に、地域包括支援センターを運営する上で専門性の高い分野の業務を進めていくために、介護予防に関する課題を検討するための「地域ケア会議介護予防部会」と、医療と介護の連携を専門的な見地から議論する「地域ケア会議医療介護連携部会」を平成23年4月に新たに設置しました。

(4) 地域ケア会議の今後の展望

政策形成を目指した運営協議会の活用

平成23年以降、市の地域ケア会議はそれぞれの機能や特徴を持って実施してきました。地域全体で取り組んでいく課題も見え、次期の介護保険事業計画への反映等も必要となる様々な課題を意識して取り組みを続けています。そのためには地域包括支援センターや市の高齢部門だけでなく、市全体で一体的に取り組むべき内容をどう解決に向けて取り組んでいくかということが、一番難しい問題であるという認識をしています。

そのため平成25年度からは、地域包括支援センター運営協議会において、地域課題の解決を目指した政策形成の機能として活用するため、地域ケア会議で協議した内容に取り組むべき課題につながるよう意識的に報告しています。今後は介護保険運営協議会でも協議内容を報告するよう位置づけを目指しています。

個別ケースの積み重ねから地域課題を発見していくための方策

現在も各地域包括支援センターの取り組みとして、個別の事例、特に多機関との調整が必要な事例をはじめとしたケアマネジャーからの相談事例等をもとに、個別支援会議が実施されている状況です。この会議から地域において共通する課題をよりの確にとらえて抽出していけるような方策の検討が必要だと考えています。

具体的には各地域包括支援センターがとらえた課題を見える形にしていくために、個別事例の報告様式の見直しを検討しています。

地域資源の把握に向けて

地域ケア会議における協議の中で、地域で高齢者を支えるための仕組みとして地域資源の整理と有機的な連携が必要であるとの方向性が出されました。高齢者のボランティアグループや

◀ 委員会コメント

会議で明らかになった「課題」、話し合いで合議された「解決策」、今までの取り組みに対する「評価」などは、必ず記録して参加者が共有するとともに、次のステップにつなげることが重要です。

サークル活動など、住民ボランティアが増えていますが、それぞれお互いの活動の理解がしきれていない現状です。関係者や利用者が効果的に情報を活用する仕組みを目指し、社会福祉協議会、保険者（基幹型地域包括支援センター）、地域包括支援センターを中心にインフォーマルサービスの活用や人材育成を検討し、社会資源の整理を行う会議を地域ケア会議の作業部会として位置づけ設置されました。具体的な内容や方向性については作業部会の中で検討がなされています。

<コラム>

保険者によるバックアップ

保険者（基幹型地域包括支援センター）は、地域包括支援センターが地域ケア会議及び日頃の活動を行っていく上で、いわゆる「動きやすい体制」を整備するようなバックアップを行っています。

保険者（基幹型地域包括支援センター）の中には支援担当者と呼ばれる、委託型地域包括支援センターの業務をサポートする職員が配置されています。センター職員は個別ケースやセンターが取り組む事業について、日々支援担当へ報告や相談を行っています。

また、月に1回個別ケースに関して保険者（基幹型地域包括支援センター）へ相談できる場である「支援困難ケース検討会議」にて、支援方針や、保険者（基幹型地域包括支援センター）と地域包括支援センターの連携について確認・検討を行います。

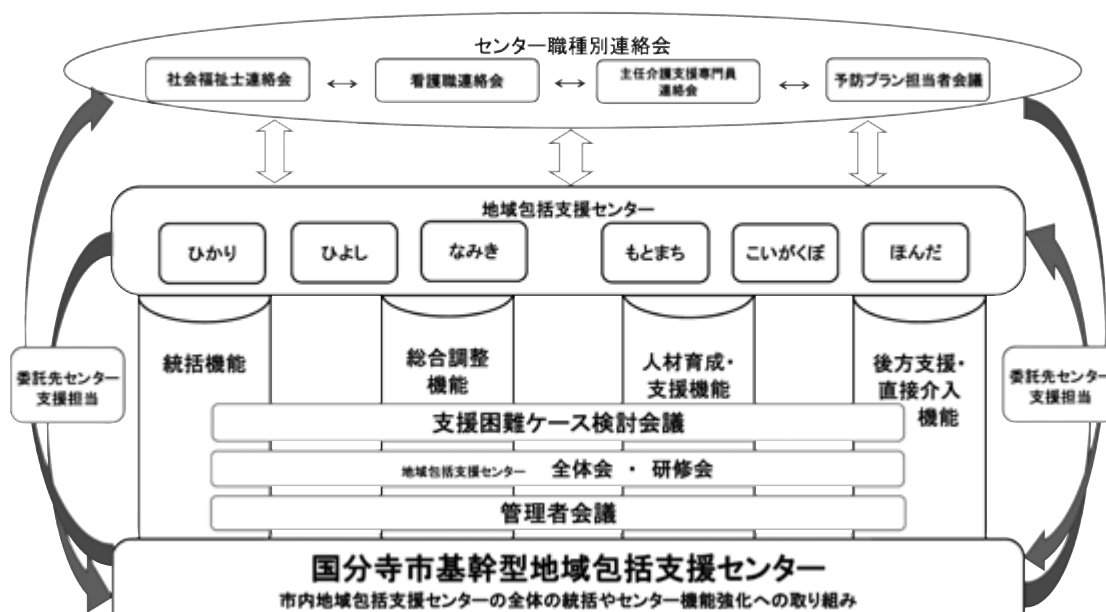
個別ケース以外に各センターで実施される事業に関するサポートも支援担当に相談しています。例えば、地域ケア会議などの参加要請のために、地域包括支援センターが他機関へ出向くような際には、事前に市がその機関へ連絡を入れる、または立ち会うことや、医師会や歯科医師会等への出席依頼を保険者（基幹型地域包括支援センター）から年度単位で打診をしています。

月に1回保険者（基幹型地域包括支援センター）主催で開催している「管理者会議」では、地域包括支援センターの管理者と保険者（基幹型地域包括支援センター）職員が集まり、行政からの情報提供、日常的な業務の運営状況の共有を行っています。また、各センターが取り組みに苦勞していることや他のセンターの工夫も共有してもらい、お互いの協力体制を確立し、全センターの業務が平準化していくことも開催の目的としています。

委員会コメント

委託先の地域包括支援センターの活動を後方支援する業務を担う職員を保険者（直営型地域包括支援センター）に配置し、保険者が行うべき役割を明確化することによって、地域ケア会議の開催が円滑に行われるようになっていきます。

国分寺市基幹型地域包括支援センター機能

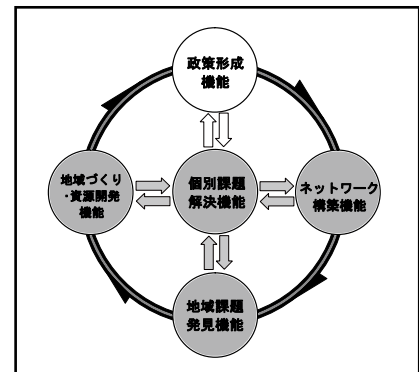


国分寺市の地域ケア会議の具体的内容

1. 個別レベル地域ケア会議

(1) 個別支援会議

主催	開催頻度
地域包括支援センター	非定例(随時開催)
対象範囲	会議参加者・司会役
個別レベル	随時選定・随時選定



①『個別支援会議』の目的・目標

個別支援会議の目的は個別事例の課題解決ですが、目標は個別事例の背景を検証し、地域において取り組むべき共通する課題を共有することです。

国分寺市では、a) ケアマネジャーからの相談、b) 民生委員等近隣住民からの相談、c) 当事者からの相談等、支援に多機関の調整が必要な個別ケースの検討の場を総称して『個別支援会議』としていますが、その目的や目標は各々の地域包括支援センターの特徴や、その担当圏域の特徴に合わせて設定されています。

実際の会議は各センターが受け付けた相談に対し、センターがどのような役割で関わっていくべきかを話し合い、必要と判断した場合は個別支援会議を開催しています。参加者は関係機関の他、前述のセンター支援担当が参加をする場合や医師や弁護士等のアドバイザーを呼んで開催することもあります。

②『個別支援会議』の成果と今後の課題

成果

地域包括支援センターごとに、個別課題の検討を通して、センター職員や介護支援専門員をはじめとした関係者のスキルアップ、個別事例の背景にある課題の共有などが図られています。

今後の課題

現在、『個別支援会議』は各地域包括支援センターにおいて、必要に応じて開催されていますが、その実態は様々な会議体、機能が混在したものとなっています。今後は、個別課題の解決に向けた検討を積み上げ、地域課題を探り、その解決に向かうために保険者(基幹型地域包括支援センター)が主体的となって『個別支援会議』の機能を整理することが必要です。

③地域ケア会議やその他の会議・活動との関係

地域ケア会議との関係

国分寺市では個別ケースの支援内容の検討をベースとし、その積み上げにより専門部会や『小地域ケア会議』『地域ケア会議』の検討テーマを決定していくため、『個別支援会議』からの報告を重要視しています。

他の会議・活動との関係

解決が困難な課題を抱えたケースを支援する地域包括支援センターをバックアップするため、保険者（基幹型地域包括支援センター）はセンター支援担当を配置し、日々センター職員からの支援に関する相談や報告を受けています。また、センターの支援困難ケース検討会議を月に1回開催し、市の複数の支援担当者と地域包括支援センター職員の連携が図られています。

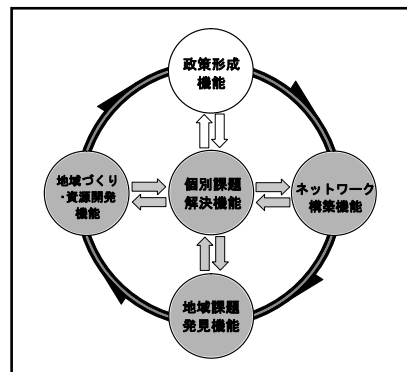
◀実施者コメント

国分寺市では各地域包括支援センターが精神疾患、認知症、相続や消費者被害等権利擁護に関わる専門的な対応や判断が必要となる場合、精神科医師や弁護士にアドバイザーとして相談ができるよう予算化し、迅速にバックアップができる体制を整えています。

2. 日常生活圏域レベル地域ケア会議

(1) 小地域ケア会議

主催	開催頻度
地域包括支援センター	定例(年3回開催)
対象範囲	会議参加者・司会役
日常生活圏域レベル	随時選定・随時選定



①『小地域ケア会議』の目的・目標

『小地域ケア会議』の検討テーマは内容を企画する地域包括支援センターによりその都度決定されます。そのため、具体的な目的は開催毎に変化しますが、地域の共通課題や『地域ケア会議』のテーマと連動し、その課題の解決に向けた検討・共有を行う場とされています。

②『小地域ケア会議』の運営

『小地域ケア会議』の開催テーマ設定

『小地域ケア会議』の開催テーマは、保険者(基幹型地域包括支援センター)主催の『地域ケア会議』と連動しテーマを決定しています。そのため、保険者(基幹型地域包括支援センター)が主催し地域包括支援センターの管理者が集まる毎月の会議(「管理者会議」)において、『地域ケア会議』のテーマの方向性が保険者(基幹型地域包括支援センター)から提示され、その開催内容やテーマに関する方針を踏まえて、小地域ケア会議のテーマを設定しています。

『小地域ケア会議』の開催規模と運営の事務局

『小地域ケア会議』は年3回、委託型地域包括支援センター6か所が東西3カ所ずつに分かれ協力して運営します。保険者(基幹型地域包括支援センター)と地域包括支援センター管理者の打ち合わせによる開催テーマ決定後、3地域包括支援センターの『小地域ケア会議』担当者が集まり、事務作業の割り振りや参加者の選定、具体的な開催内容などの企画を行います。

会議の流れ～会議冒頭の目的共有～

『小地域ケア会議』の冒頭で、毎回地域包括支援センター職員から参加者に対して、『小地域ケア会議』の位置づけや、開催の目的・趣旨を説明し、認識の共有を図っています。

実施者コメント

保険者から強制されたわけではなく、地域包括支援センター職員自ら行っています。これにより、地域ケア会議を知らない参加者も会議の意義をつかみやすくなっています。

『小地域ケア会議』の形式としては具体的な事例を題材にして地域課題に対して意見交換を行うグループワークを行うことが多くなっています。その際に必要となる個別事例は、それぞれの地域包括支援センターで担当した事例の中から持ち寄り、事前の3センターの打ち合わせにより決定します。

会議当日は40名ほどの参加者をいくつかのグループに分け、地域包括支援センター職員や居宅介護事業所の主任介護支援専門員などがファシリテーターを務め、グループワークを進めます。

委員会コメント

参加者が多い場合は、全員が発言しやすい6人～8人のグループワークが効果的です。事例検討を通して、参加者に何を考えてもらうのか、会議後にどのような行動を期待するのかなど、事前に地域ケア会議の「目標」や「進め方」をファシリテーター役の職員が話し合っておく必要があります。

<div data-bbox="207 784 742 851" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国分寺市西ブロック 平成25年度 第2回 小地域ケア会議</p> </div> <p>日時：平成25年10月23日(水) 13:30～15:30</p> <p>場所：ひかりプラザ 2階 203・204号室</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会・本会の趣旨説明 2 事例紹介 3 グループワーク <p>＜話し合うテーマ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活課題はどのようなものがあるか。 ・認知症になっても地域で安心して暮らし続けるためには、どのような支援が必要か、介護保険制度以外にどのような手助けが必要か。 <ol style="list-style-type: none"> 4 グループワーク内容発表 5 情報交換会 6 アンケート記入 7 閉会 <div data-bbox="462 1411 742 1579" style="text-align: center;"> </div>	<p>小地域ケア会議の位置づけ：地域課題の扱い上げ</p> <div data-bbox="845 873 1404 1153" style="text-align: center;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小地域ケア会議は市内2カ所で開催 <div data-bbox="845 1232 1404 1344" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>東部地区 主催：地域包括支援センターもつまら・ほんだ・こいがくほ</p> <p>西部地区 主催：地域包括支援センターひかり・なみき・ひよし</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 内容は地域特性に合わせ企画 <p>予定している主な内容：情報提供・交換、事例紹介（検討）、研修会</p> <p style="text-align: center;">地域ケア会議等の報告</p> <p>実施内容は地域ケア会議に報告 → 目的：地域課題を市全体の認識とする</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

③『小地域ケア会議』の成果と今後の課題

成果

地域の現状を肌で感じている地域包括支援センターが主催することで、よりテーマや課題に適した関係者を選定することができ、その開催を積み重ねることで地域資源とのつながりや相互理解が得られています。また、『小地域ケア会議』で顔の見える関係が構築され、さらにそこから他の関係者の紹介などにもつながっていきます。

『小地域ケア会議』において、「この人の生活課題をどうするか」という検討と判断をすることにより、地域において同様の事例が発見された際の対応の平準化へと繋がっています。

今後の課題

『小地域ケア会議』は、東西それぞれ3地域包括支援センターの協力で運営されていますが、センター間の連携や役割分担を調整しながら開催していくことが求められています。また、現状は管理者が中心の企画となっていますが、今後はどの職員が担当しても開催していけるような仕組みが必要になっていきます。

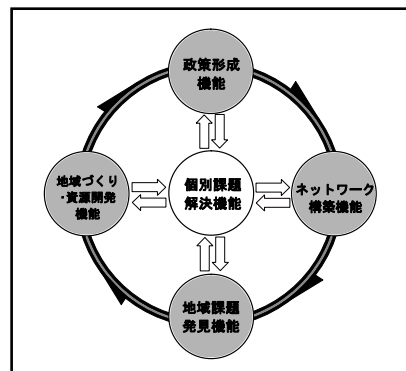
実施者コメント

その仕組みの一環として、保険者（基幹型地域包括支援センター）はセンター職員を対象とした研修会の実施や情報共有の機会を持つようにしています。

3. 市町村レベル地域ケア会議

(1) 地域ケア会議

主催	開催頻度
保険者	定例（年3回開催）
対象範囲	会議参加者・司会役
市町村レベル	固定・固定



①『地域ケア会議』の目的・目標

『地域ケア会議』は、a) 保健・医療・福祉の関係機関の連携強化とネットワークの構築、b) 地域の課題解決とその解決に向けての検討、c) サービスの総合調整を主目的・目標として開催されており、国分寺市の地域ケア会議の親会議として位置づけられています。

②『地域ケア会議』の運営

会議の流れ

『地域ケア会議』では、各種事業者連絡会、各委員からの報告の後、協議事項の中で、小地域ケア会議や各種専門部会の報告をおりませながら協議を進めていきます。必要であれば協議内容に関連するアドバイザーにも出席してもらいます。その上で、具体的にどのような体制を整えたらその課題が解決されるのか、また地域の住民は何に困っているのかを確認しながら、参加者全員により解決に向けたディスカッションを行います。

また、各機関の代表者や、市の福祉保健部内の各課の職員が出席するため情報提供も活発に行われます。

会議終了後には、事務局である保険者（基幹型地域包括支援センター）が会議で提案された意見を集約し、次回の『地域ケア会議』や、小地域ケア会議、各種専門部会、作業部会における取り組みへ反映させていきます。

会議の参加者

会議の主な参加機関は、保険者（高齢者相談室、介護保険課、福祉計画課、障害者相談室、生活福祉課、健康推進課）、地域包括支援センター、保健所、医師会、歯科医師会、社会福祉協議会、民生委員、医療機関、居宅介護支援事業所、サービス事業所、各地域ケア会議専門部会の部会長など、それぞれの管理者・代表者レベルが参加します。

参加者は固定していますが、内容によって協議に必要と思われる場合は、弁護士や専門医師、その他関連機関等に呼びかけてアドバイザーとして参加してもらうこともあります。

③『地域ケア会議』の成果

平成24年度の地域ケア会議では「認知症高齢者を地域で支えるために」というテーマで検討が行われました。地域の代表者が一つの課題についてそれぞれの立場からの意見を出し合うことで共通の認識を持ち、それをまた各所属の職場や会議体にて報告をしてもらい、そこで話題にしてもらうことで、次の検討を深めていくということを継続しています。各参加者はこの会議をきっかけに所属の組織では地域のためにどんな役割が担えるのかをそれぞれ考えたり意識を持つようになっていきます。

また、平成25年度はテーマを協議する中で、地域の人材活用や地域の社会資源の有効活用について作業部会の設置をするということになりましたが、そのことが更に議論を深め、地域課題の解決に向けて取り組みを強化していく原動力になっています。

◀ 委員会コメント

市町村レベルの地域ケア会議においてテーマを持って協議することで、他レベルの地域ケア会議やその他の会議間の統一性を持った運営が可能となり、各地域で起きていること、特徴なども見えやすくなります。

4. 専門レベル地域ケア会議

国分寺市では市町村レベル・日常生活圏域レベル・個別レベルの他に、専門レベルとして『権利擁護部会』『介護予防部会』『医療介護連携部会』の3つの専門部会が設置されています。

これらの専門部会は、地域包括支援センターが専門性の高い業務を進めていく上で課題解決や、基盤整備という位置づけで設置され、地域ケア会議の一部として、個別事例の積み上げや専門的な視点からテーマを持って地域課題の検討を行う場として、他の地域ケア会議と連携を図っています。

いずれの部会も保険者（基幹型地域包括支援センター）が定例的に主催し、年3回、参加者・司会者はともに固定されています。

（1）地域ケア会議権利擁護部会

①設置の背景・目的

平成18年度地域包括支援センターの創設に伴い、消費者被害・成年後見制度利用等の権利擁護に関わる関係機関が参加する「権利擁護事業関係機関連絡会」としてスタートしました。

関係機関が定期的に情報交換をすることにより顔の見える関係づくり、各種被害を未然に防止するためのネットワークの構築、消費者被害・成年後見制度の情報等を伝達する体制作り、などを目標に開催してきました。

悪質商法の啓発事業や消費者被害における連携の仕組みの検討などを高齢部門だけではなく、庁内の関係部署（経済課・くらしの安全課・障害者相談室）・警察署・障害者関係機関を含め取り組み、平成23年度の地域ケア会議の再編を行う際に、専門部会として位置づけ再編しています。

当初は「虐待」についての取り組みも検討しましたが、専門性が高いことと自治体の責任で対応する内容であるため、「虐待防止ネットワーク要綱」を設置し別途会議体をもつこととしました。

②運営

保険者（基幹型地域包括支援センター）が事務局となり各地域包括支援センターの社会福祉士と前身の「権利擁護事業関係機関連絡会」のメンバーと新たに専門的な見地から弁護士が参加しています。

③成果

「地域ケア会議権利擁護部会」により、関係機関が顔の見える関係となり、日常的に部署を越えた連携体制を取ることができて

委員会コメント

地域ごとの課題を発見、解決する会議と、このような目的別の地域ケア会議を分けて位置づけることも効果的な方法です。

おり、さらに、高齢者の担当だけではなく、他の庁内部署、他機関と事業の企画・運営、協力体制がとれています。また、地域包括支援センターが抱える課題の解決へ向け、参加機関に協力や助言を得る機会が作りやすくなっています。

一例として「権利擁護関係機関連絡会」で構築した「高齢消費者見守りネット」の見直しを行いました。具体的には高齢者の消費者被害の救済策・予防策として、地域包括支援センターと消費相談室が被害情報を速やかに共有し対応するための仕組みとツールの開発を行いました。消費生活相談室へ地域包括支援センターが直接連絡をとることで、日頃から協力体制をとることができるようになっていきます。

(2) 地域ケア会議介護予防部会

①背景及び目的

介護予防関連事業に従事する職員の連絡会、介護予防に関する課題を検討するための連絡会がなかったため、主に、地域支援事業における介護予防事業従事者の顔合わせ、事業の精度・介護予防マネジメントの精度を高めるための検討を目的に設置しました。

②運営

基幹型地域包括支援センターが事務局となり地域包括支援センター看護職、医師会、歯科医師会、通所型介護予防事業受託事業所が介護予防ケアマネジメントの適正化、介護予防プログラムの適正化、介護予防事業の評価、地域での介護予防の普及啓発などについて検討や共有をしています。

③成果と課題

市の方針、市における地域支援事業（介護予防事業の部分）の実績、それぞれの地域や分野における介護予防の取組を確認する機会となっています。

一例として、二次予防事業参加者の事例検討を通して、介護予防ケアマネジメントにおける評価の基準が明確にできていないこと（明確にすることが難しいこと）を改めて確認しました。どの状況を改善、維持、悪化と捉えてよいか曖昧であり、参加後の評価が正しくできていないのではないかという不安があることを確認しました。部会の中で、改善、維持、悪化の捉え方を整理し、評価について方針をまとめていく方向性を持っています。

(3) 地域ケア会議医療介護連携部会

①背景・目的

第5期介護保険事業計画策定の中で国分寺市の重点課題としてあげられている医療と介護の連携について、専門的に議論する場として位置づけられました。

具体的には市内医師会、歯科医師会、訪問看護、医療機関や介護保険事業所等福祉関連機関のネットワーク化、地域課題として連携に関する課題を共有できる場、お互いの職種に対する理解を深める場となっています。

②運営

平成25年はターミナル事例を通してお互いの職種の理解、連携に必要なポイント、課題を共有しておりますが、各会の進め方については、会長、副会長を中心に保険者（基幹型地域包括支援センター）と打ち合わせをして当日の進め方を検討しています。

③成果と課題

「医療と介護の連携不足」と言われていますが、ターミナル事例をエコマップに落とし検証してみると、きわめて個別性が高いが、関係者間で連携がうまくとれていることが多いことがわかりました。また同時に、平常時とは違う、①連携を密にとる必要がある状況（タイミング）で不足することがある、②一部の職種に行き届かない情報があるという課題が明確になり、今後はその課題の取り組みを具体的に検討していくこととしています。

また、医師会を代表して2名の委員が参加していますが、オブザーバーとして、医師会の在宅医療推進委員会委員も参加し、お互いの理解を深めています。

更には、市が実施する「ケアマネジャー現任研修Ⅱ（医療と介護の連携）」において、この部会を中心とした市内医療職に研修講師を担当してもらい、実施しています。部会にケアマネジャーの代表者も出席しているため、ケアマネジャーの意見を取り入れながら研修内容を決めています。研修の構成は前半を講義、後半はミニ交流会を実施しています。

医療従事者とケアマネジャーが直接意見交換をすることで、お互いを身近に感じ、日々の業務で自然な連携が図れるきっかけになっています。

◀ 実施者コメント

今後の取り組みとして、会議に出席している委員だけで連携が取れていることが目標ではなく、市内各職種がうまく連携がとれるよう関係者が情報共有できる仕組みを作りたいという方向性が出されています。

<コラム>

国分寺市におけるケアマネジャー支援について

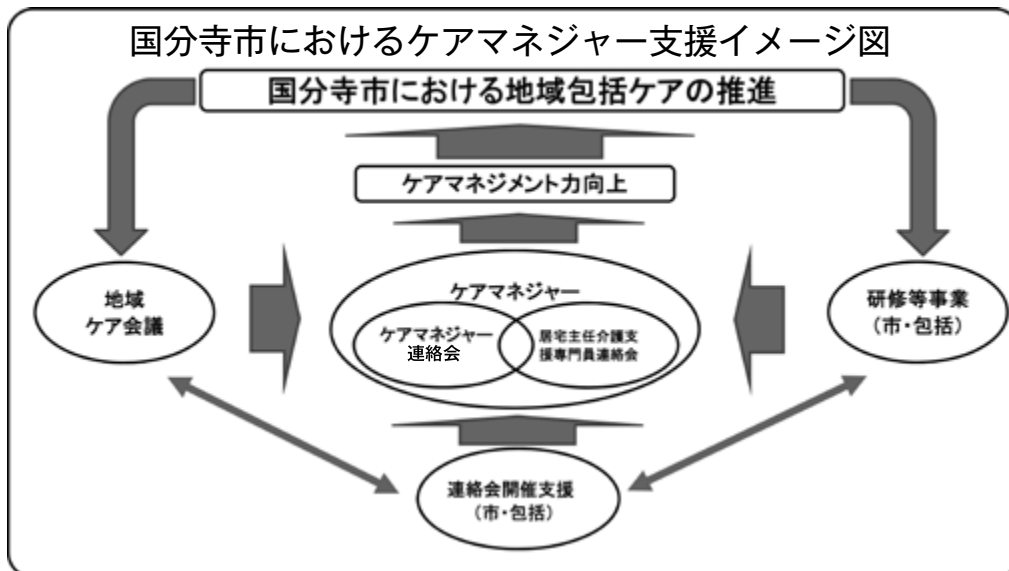
各地域包括支援センターはケアマネジャーが参加する個別支援会議を開催する一方、個別支援会議を通じた支援だけでは実施困難な内容については、市が地域包括支援センターや居宅主任介護支援専門員の協力のもと研修を実施しています。

医療介護連携部会との連携で研修を実施するだけでなく、ケアマネジャーはすべての地域ケア会議に何らかの役割を持って出席しますので、地域ケア会議とこれらの事業は相互に関連しています。同時に、ケアマネジャーを支援する役割を持つ居宅主任介護支援専門員の役割を明確にする取り組みも行っています。居宅主任介護支援専門員連絡会の中で、地域のケアマネジャー課題を抽出し、課題解決に向けた取り組みを行っています。それを実現するためのスキルを身に付けるため、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所に所属する全主任介護支援専門員が合同でスーパービジョン研修を受講し、技術の習得だけでなく、お互い地域での役割を模索しています。

国分寺におけるケアマネジャーを支援する体制(地域ケア会議, 市・センター研修等事業)

CM支援・活動目的	地域ケア会議					連絡会		研修・事業
	地域ケア会議	小地域ケア会議	個別支援会議	専門部会	作業部会	CM連絡会	居宅主任CM連絡会	
ネットワーク構築	◎	○	○	○	○	○	○	○
自立支援に資するケアプラン作成	○	○	○	○	○	○	◎	◎
医療介護連携	○	○	○	◎	○	○	○	◎
地域資源整理	○	○	○	○	◎	○	○	○
適切な事業所内CC開催	○	○	○	○	○	○	◎	◎
個別ケースを通じたCM支援	○	○	◎	○	○	○	○	◎
居宅主任CM役割整理	○	○	○	○	○	○	◎	○

◎ 主な取り組み ○ 関連する取り組み



(4) 地域ケア会議作業部会

①背景及び目的

地域ケア会議を再編した平成23年度より「認知症高齢者を地域で支えるために」をテーマに、地域における高齢者への支援の現状を共有し今後必要とされる基盤整備について協議してきました。

2年間の協議を通し地域の課題として「普及啓発」、「地域人材の活用・育成」が必要であるとされました。

平成25年度からはこの課題を具体的な取り組みや施策としていくために、総合調整する地域ケア会議の作業部会として別途設置することになりました。

地域ケア会議で抽出された課題をふまえ、「地域包括ケア体制を推進するために、地域で活躍する人材の有効的な活用方法の検討と人材育成における仕組みの検討を行う」ことを目的に平成25年より開催しています。

②運営

保険者（基幹型地域包括支援センター）が事務局として運営。開催当初は地域包括支援センター、ボランティアセンターで方針や役割分担を検討し、その後居宅主任介護支援専門員連絡会から代表者が参加しています。当面はこのメンバーを中心に協議を重ね、内容に応じて各関係機関に参加をしてもらうことも考えています。作業部会で検討した内容は全体の総合調整の場である地域ケア会議に報告し、委員からの意見を受け作業部会での協議を重ねるという双方向での作業を継続しています。

③成果と今後の展望

協議を進める中で、①地域で期待するボランティアの役割と実際対応できるものにズレがある、②効果的に地域資源の情報を集約し発信する仕組みが必要、③地域で取り組まれているものが連携できていないという状況が把握できました。

事務局では今後検討するテーマ（課題）として、①市内の資源を整理し関係機関が共有できる環境整備、②資源が地域住民にとって有効な手段となるよう、関係機関の連携の仕組みを協議、③地域包括ケア体制を構築するために必要な資源の開発、の以上3つにまとめました。

今後は作業部会を通じ立場や役割が違う機関が同じテーマで協議することで互いの理解が深まり、協力体制がとれる基盤を構築することで、現在課題となっていることだけでなく、今後地域から上がってくる現状やテーマを柔軟に協議していくことを目指していきたいと思えます。

地域ケア会議と関連性の高い会議として、月1回開催される「管理者会議」、同じく月1回開催の「支援困難ケース検討会議」、年4回開催される「センター全体会議」があげられます。これらの会議は、地域ケア会議を開催する際のテーマの決定や、運営していく上での保険者（基幹型地域包括支援センター）からのバックアップ機能として連携が図られています。

①管理者会議

管理者会議は、保険者（基幹型地域包括支援センター）と各地域包括支援センター管理者が集まり、行政からの情報提供や地域包括支援センターの運営状況の報告等を行うほか、お互いの状況を把握、共有する場です。『地域ケア会議』や『小地域ケア会議』で取り上げる前段となるテーマの検討をはじめ、各地域の実状にあった開催となるようすり合わせを行います。また、地域ケア会議などを通じて施策に反映すべき事項を具体的に動かし、高年齢相談室に限らず、他課の担当者などを交えて開催されることもあります。

②支援困難ケース検討会議

市の高年齢相談室に設置されている直営の地域包括支援センターには、各委託型地域包括支援センターのバックアップを行う支援担当者が配置されています。

各委託型地域包括支援センターにて解決が困難である個別事例について、支援担当者をはじめとした基幹型地域包括支援センター職員も参加し、委託型地域包括支援センターへのバックアップを行う場となっています。地域包括支援センター職員がこの支援困難ケース検討会議の場に困難ケースを提出してくる場合もあれば、支援担当者から支援が順調ではないケースを拾い上げる場合もあります。

この会議にて、支援方針についての相談や、保険者（基幹型地域包括支援センター）と委託型地域包括支援センターの連携を調整・確認し、支援困難ケースの解決を目指します。また、ケースによっては精神科医や弁護士等から専門的な助言を受ける場を設けています。

③センター全体会議

センター全体会議は、保険者（基幹型地域包括支援センター）が主催する、年4回の地域包括支援センターの全職員を対象とし

た会議です。前半は全職員が集まって情報交換をする場、後半は研修会の2部構成です。研修会では毎年全センターが抱える課題となっていることをテーマとして開催し、平成25年度は「効果的な地域ケア会議の開催について」を実施しています。

◀ 委員会コメント

地域ケア会議は、センター職員が個別事例の支援ネットワークを構築するとき、また、担当地域でソーシャルキャピタルを醸成していくときに必要な手段なので、専門職員全員が会議運営技術を習得できるようにしましょう。